

障害者差別に係る相談・紛争の防止等の考え方〔案〕

1 地方公共団体の役割

障害者差別解消法第14条では、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。」と規定している。

2 他道府県条例の「相談・紛争の防止等」に関する規定状況

(1) 条項の規定

相談体制及び紛争解決 規定	北海道	岩手県	茨城県	千葉県	京都府	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
(1)相談への対応									×
(2)相談員の設置等		×							
(3)附属機関 の設置		×							
(4)知事へのあっせん等の申出		×			×				
(5)助言・あっせん	附属機関	×	×	×					
	知事	×	×		×	×	×	×	×
(6)知事による勧告		×							
(7)知事による公表		×		×					×

(2) 附属機関の設置等状況

新規組織の設置：茨城県、京都府、長崎県、鹿児島県、沖縄県

既存組織の活用：北海道、千葉県、熊本県

3 本県条例に必要な規定

(1) 障害を理由とする差別に関する相談の体制整備

(2) 紛争防止等の体制整備